



地域の身近な相談相手

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱され、行政・関係機関・事業者などと連携して地域福祉を推進しています。

民生委員・児童委員とは

地域住民の一人として、地域福祉を担う「非常勤の地方公務員」です。

地域のよき「相談相手」であるとともに、専門機関への「橋渡し役」として、全国各地で活動しています。

市内では、約430人の民生委員・児童委員が活躍しています。

主任児童委員とは

児童福祉に関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員です。学校や児童福祉機関などとの連絡調整や、地区担当の民生委員・児童委員と連携して、子育ての支援や児童の健全育成活動などを行っています。

秘密は守られます

民生委員・児童委員には守秘義務があります。個人情報やプライバシーに配慮した支援活動を行っていますので、安心してご相談ください。

活動内容

●地域福祉活動

在宅高齢者実態調査などによる高齢者の確認、登下校時の見守り、学校行事への参加や子育てサロンへの協力などを行っています。

●相談・支援活動

担当区域内の高齢者の心配事や子育ての悩みなど、様々な相談に対し、専門機関への橋渡しや行政・地域包括支援センター・学校などと連携した対応を行います。

今年は一斉改選の年です

民生委員・児童委員の任期は3年と定められていて、今年12月から新たな任期となります。委員の選任や活動にご理解とご協力をお願いします。



問合せ

福祉総務課

☎(55) 2757 FAX(52) 2260

E fu-fukushisoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp



▲詳しくはこちら

お知らせ

募集

講座・イベント



富士地域材(富士ヒノキなど)で住宅や施設を建てませんか

富士地域材使用建物等への補助

品質・性能が確かな「富士地域材」(富士ヒノキなど)を使用した木造住宅や施設の取得などに補助金を交付しています。

★新設

①住宅(新築・増築)

補助額／富士地域材使用量が、★4立方メートル以上6立方メートル未満…20万円、6立方メートル以上16立方メートル未満…30万円、★16立方メートル以上…50万円

要件／住居部分の延べ床面積が、60平方メートル以上であること(増築の場合は、増築部分が60平方メートル以上であること) など

②住宅(リフォーム)

補助額／★富士地域材使用面積1平方メートル当たり3500円…上限14万円

③非住宅施設

補助額／

新築・増築／1棟当たり30万円
内装木質化／富士地域材使用面積が、30平方メートル以上…10万円、60平方メートル以上…20万円

要件／

新築・増築／非住宅施設部分の延べ床面積が、50平方メートル以上であること など
内装木質化／富士地域材使用面積が、30平方メートル以上であること など

①②③とも

要件／
・使用する「富士地域材」は全て「しずおか優良木材認証製品」であり、市内で製材業を営む者が製材したものであること
・市内に事業所を有する建築士・大工・工務店などによって建築・施工されたものであること

申込み／上棟予定日の1か月前まで

(リフォーム・内装木質化の場合、工事着工日の2週間前まで)に、直接または郵送で、必要書類(市ウェブサイトからダウンロード可)〒417-0801 大淵6979-5 富士市森林組合内富士市地域材利用推進協議会へ

問合せ

林政課 ☎(55) 2783 FAX(55) 2897

E rinsei@div.city.fuji.shizuoka.jp

富士市地域材利用推進協議会 ☎(35) 5336



▲詳しくはこちら

